

第6章 計画の実現に向けて

関係機関との連携

ひとり親家庭実態調査の結果、ひとり親家庭等の抱えている課題は多岐にわたっており、厳しい状況であることが分かりました。

このため、県の各部局をはじめ、国、市町村、民間企業、NPO法人、福祉団体等関係機関が緊密に連携しながら、ひとり親家庭等への支援を総合的に進めていく必要があります。

(1) 国の役割

(「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」)

- ・母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案
- ・効果的な施策の展開のための調査や研究
- ・母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発及び関係者の研修
- ・都道府県、市町村に対する情報提供

(2) 県の役割

- ・本計画に基づき、地域の実情に応じた施策を実施します。
- ・各市の自立促進計画の策定に向けた支援を行います。
- ・市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、情報提供を行います。
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業や自立支援教育訓練給付金事業等自ら実施すべき施策を推進します。

(3) 市町村の役割

- ・市は、基本方針に則して、自立支援計画を策定する必要があります。
- ・市町村は、ひとり親家庭に対する自立支援の取組を進める必要があります。
- ・住民に身近な地方公共団体として、ひとり親家庭からの相談に対応し、施策や取組について、情報提供を行う必要があります。
- ・子育て支援や公営住宅の優先入居など、市と町村が主体となる事業について、ひとり親家庭等に配慮した施策の実施が求められています。

(4) 民間企業の役割

民間企業には、特定求職者雇用開発助成金や試用雇用（トライアル雇用）奨励金、キャリアアップ助成金等の施策を活用するなどにより、ひとり親家庭の父母等の雇用の促進が求められています。

また、ひとり親家庭の父母が仕事と子育てを両立できるよう、休暇制度の充実や休暇を取得しやすい雰囲気づくりなどの子育てしやすい職場環境づくりを進

めることが求められています。

試用雇用（トライアル雇用）奨励金

ハローワークが紹介するひとり親家庭の父母等を短期間（最大3ヶ月）試用的に雇用し、常用雇用に移行するための必要な技能、知識の付与を行い、一定水準に達した場合に常用雇用に移行する制度であり、トライアル雇用を実施した事業主に対し、奨励金（月額4万円・最長3か月間）が支給される制度

キャリアアップ助成金

有期契約労働者のひとり親家庭の父母を正規雇用等への転換、派遣労働者等の直接雇用化を行う事業主に対して助成するものであり、有期契約労働者等をより安定度の高い雇用形態へ転換させた事業主に対し、助成金が支給される制度

（5） NPO法人、福祉団体等との連携

ひとり親家庭等に対する支援を行っているNPO法人や母子父子寡婦福祉団体等と連携・協働を進め、子育てや就業など多様な支援を行うよう努めます。

また、事業を実施するNPO法人や母子父子寡婦福祉団体等の育成に努めます。